

# 熱 供 給 規 程

札幌市真駒内地区

平成 19 年 12 月 1 日実施

平成 19・11・02 資第 5 号  
平成 19 年 11 月 20 日認可

# 目 次

§ 1. 総 則	1
1. 目 的	1
2. 適用区域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実施細則	2
§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	3
7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3
10. 承諾の限界	3
11. 名義の変更	3
12. 契約の廃止	4
13. 使用の休止および再使用	4
§ 3. 供 給	5
14. 供給方式	5
15. 供給期間および時間	5
16. 供給条件	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止	8
18. 供給の停止およびその解除	8
19. 供給制限等の損害賠償	8
20. お客さまの土地および建物への立入り	9
§ 4. 工 事	10
21. 工事の施工	10
22. お客さまの土地および建物の場所の提供	10
23. 電源および空気源の提供	10
24. 工事に伴う費用の負担	11

§ 5. 受入施設および使用施設の操作等	12
25. 受入施設および使用施設の操作等	12
§ 6. 保 安	13
26. 保守および保安の責任分界	13
27. 連絡等	13
28. 受入施設および使用施設の改善	13
29. 供給施設等の損傷防止	13
§ 7. 料 金	14
30. 料金の適用開始の日	14
31. 料金算定	14
32. 使用量の計算	15
33. 使用量の通知	16
34. 計量器故障時等の使用量の決定	16
35. 料金の支払義務	16
36. 日割計算	17
37. 熱媒体等の放出などによる賠償	17
38. 料金の前納	17
附 則	18
1. 実施期日	18
2. 契約容量の J 換算	18
3. 計量値の J 換算	18
4. 新旧料金の切替措置	18
別表(1)札幌市真駒内地区供給区域	19
別表(2)熱料金表	20

## § 1. 総 則

### 1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

### 2. 適用区域

この規程は、次の供給区域に適用します。

札幌市南区のうち別表(1)のとおりとします。

### 3. 規程の認可および変更

- (1) この規程は、熱供給事業法第 14 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。  
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

### 4. 用語の定義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「熱媒体」とは、高温水をいいます。
- (2) 「導管」とは、熱発生所から元弁等に至る高温水管をいいます。
- (3) 「サブステーション」とは、熱媒体の温度、圧力、流量等を調整するための温度調整装置、圧力調整装置および流量調整装置等で構成される設備をいいます。
- (4) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則としてお客さまごとに高温水管に取付けるものをいいます。
- (5) 「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの高温水管をいいます。
- (6) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。
- (7) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。

- (8)「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、サブステーション、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。
- (9)「受入施設」とは、熱交換器、ポンプ、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに付属する施設をいいます。
- (10)「使用施設」とは、お客さま建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。
- (11)「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (12)「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (13)「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
- (14)「省熱消費量率」とは、8－(3)に定める基準熱量に暖房床面積を乗じた熱量と、計量器により計量された熱量との差を基準熱量に暖房床面積を乗じた熱量で除した100分率をいいます。
- (15)「温熱」とは、住宅以外の施設において高温水の熱媒体により、お客さまが暖房、給湯および冷房などに使用するものをいいます。
- (16)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (17)「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。

## 5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1)契約容量の単位は、1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2)使用量の単位は、暖房・温熱については1MJ（1メガジュール）、給湯については0.1m<sup>3</sup>（0.1立方メートル）とし、それぞれ単位未満の端数は切捨てます。
- (3)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

## 6. 実施細則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## § 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

### 7. 使用の申込み

お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込み書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

なお、従量制給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みはできません。

### 8. 熱需給契約の成立および変更

- (1) 熱需給契約(以下「契約」といいます。)またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。
- (3) 定額制暖房料金適用の住宅については、毎年10月16日から翌年5月15日まで(以下「1暖房期間」といいます。)の基準熱量を753,489KJ/m<sup>2</sup>とします。
- (4) 定額制暖房料金適用の住宅について、棟毎従量制暖房料金の契約をする場合があります。

その場合、契約単位ごとに使用の代表者を定めていただき、当社はその代表者と契約をします。なお、棟毎従量制暖房料金の契約最小単位は、1棟とします。

### 9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

### 10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、経済産業大臣の承認を受けて7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

### 11. 名義の変更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

## 12. 契約の廃止

- (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。  
当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。
- (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。
- (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

## 13. 使用の休止および再使用

お客さまが連続して 30 日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。

当社は、お客さまが定めた休止期日後にこの申込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。

この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な措置をします。

### § 3. 供 給

#### 14. 供 給 方 式

高温水は送り管、返り管が独立した2管方式で、密閉循環・変流量方式とします。

#### 15. 供給期間および時間

(1) 定額制暖房および棟毎従量制暖房の契約の供給期間は、1暖房期間終日とします。

ただし、お客さまの希望等により棟単位で別表(2)の1のロ、ハ、ニについて予めの契約により、変更することがあります。

また、お客さまの希望等により棟単位で1暖房期間以外に供給することがあります。

(2) (1)以外の契約の供給期間は通年終日とします。

#### 16. 供 給 条 件

(1) 高 温 水

##### ①送 り 温 度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

i) 真駒内エネルギーセンターメインプラント供給地域(五輪団地、柏丘団地)

区 分		標準温度	許 容 範 囲
導 管	サブステーション経由	90℃	85℃～95℃
	その他	140℃	120℃～150℃

ii) 南町サブプラント供給地域(南町団地)

区 分		標準温度	許 容 範 囲
導 管	サブステーション経由	90℃	85℃～95℃
	その他	120℃	100℃～130℃

## ②返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとさせていただきます。

なお、吸収式冷凍機用等の特殊用途で、高温水の返り温度が規定値を維持できないと思われる場合は、あらかじめ当社と協議させていただきます。

### i)真駒内エネルギーセンターメインプラント供給地域(五輪団地、柏丘団地)

区 分	標 準 温 度	許 容 範 囲
導 管	80℃	75℃～85℃

### ii)南町サブプラント供給地域(南町団地)

区 分		標 準 温 度	許 容 範 囲
導 管	サブステーション経由	65℃	60℃～70℃
	その他	85℃	80℃～90℃

## ③圧 力

導管内の通常の圧力は、下記の範囲とします。

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。

### i)真駒内エネルギーセンターメインプラント供給地域(五輪団地、柏丘団地)

区 分	圧 力 範 囲
送 り 管	0.58MPa～0.88MPa
返 り 管	0.39MPa～0.68MPa

### ii)南町サブプラント供給地域(南町団地)

区 分	圧 力 範 囲
送 り 管	0.30MPa～0.45MPa
返 り 管	0.15MPa～0.35MPa

(2) 従量制給湯

給湯の送り温度は、当社の管理する熱交換器の出口において30分間測定平均値で下記のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
給湯	60℃	58℃～62℃

ただし、当社は熱交換器の種類により、お客さまに支障のない範囲で、この温度以外の温度で供給することがあります。

(3) 柏丘団地において緊急時におけるサブプラントとして熱製造を行う場合の温水

① 送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

i) 柏丘サブプラント供給地域(柏丘団地)

区分	標準温度	許容範囲
導管	80℃	75℃～85℃

② 返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとさせていただきます。

i) 柏丘サブプラント供給地域(柏丘団地)

区分	標準温度	許容範囲
導管	70℃	65℃～75℃

③ 圧力

導管内の通常の圧力は、下記の範囲とします。

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。

i) 柏丘サブプラント供給地域(柏丘団地)

区分	圧力範囲
送り管	0.26MPa～0.66MPa
返り管	0.15MPa～0.40MPa

## 17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合。
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合。
- (3) 供給施設に故障が生じた場合。
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合。
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合。
- (6) その他保安上の必要がある場合。

## 18. 供給の停止およびその解除

(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 料金が 35-(1) の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合。
- ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合。
- ③ 20. の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合。
- ④ 熱を不正に使用した場合。
- ⑤ 28. の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めてもそれが実行されない場合。
- ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合。

(2) (1) により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合には、速やかに供給の停止を解除します。

ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

## 19. 供給制限等の損害賠償

(1) 当社は、17. の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 当社は、18-(1) の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については賠償の責めを負いません。

## 20. お客様の土地および建物への立入り

当社は、検針・検査・調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て係員をお客様の土地および建物に立ち入らせていただきます。

この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

## § 4. 工 事

### 21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。
- (2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。  
ただし、受入施設のうち、計量器については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。  
なお、当社は特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。
- (3) 計量器の設置は、定額制暖房料金適用の住宅を除き、原則として契約の種類ごとに1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客様に施工していただきます。
- (5) お客様は、受入施設および使用施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。
- (6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。

### 22. お客様の土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。  
この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。
- (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

### 23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客様から提供していただきます。

## 24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。
- (2) 受入施設(当社所有のものを除く。)は、お客さまの所有とし、これに要する工事費はお客さまに負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は当社の負担としますが、取付工事費はお客さまに負担していただきます。  
ただし、特別な計量器を設置する場合はその費用をお客さまに負担していただきます。  
なお、当社は特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (5) お客さまの都合により既設導管および元弁の取替え、移設等の工事を行う場合または特殊な施設を設置する場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (6) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さま所有の施設の修繕に要する費用はお客さまに負担していただきます。  
ただし、当社所有の施設であってもお客さまの故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さまから修繕に要した費用をいただきます。
- (7) 契約成立後、お客さまの都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (8) お客さまの熱の使用申込みに伴い、導管を敷設する必要がある場合は、次のとおり工事費負担金をいただきます。
- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 敷地面積 1 m <sup>2</sup> につき | 1,238.727 円(税込) |
|---------------------------|-----------------|
- (9) お客さまの都合により特別の工事を必要とする場合は敷地面積 1 m<sup>2</sup>につき、1,725.15 円(税込)を超過する額を工事費負担金としてお客さまに負担していただきます。
- (10) お客さまに負担していただく工事等に伴う費用(工事費負担金を含む)は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。
- (11) (9)により工事費負担金をいただいた場合には、当社は工事完成後遅滞なく精算いたします。

## § 5. 受入施設および使用施設の操作等

### 25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

## § 6. 保 安

### 26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設(当社の所有施設を除く。)および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。

### 27. 連 絡 等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さまは、お客さま建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26.の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

### 28. 受入施設および使用施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。

### 29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。

特に、分岐ボックス、受入管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。

## § 7. 料 金

### 30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。

ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

### 31. 料 金 算 定

(1) 契約の種類、料金およびその料金の適用は次のとおりとします。

#### ① 定額制暖房料金

会社等の一括契約住宅を除いた集合住宅に適用し、料金は15-(1)の規定による供給期間に応じて別表(2)の1のとおりとします。

#### ② 棟毎従量制暖房料金

①の定額制暖房料金適用の集合住宅であって、8-(4)に基づき棟毎従量制暖房料金の契約をした場合、料金は別表(2)の1のイを適用した後、省熱消費量率に応じて料金を減額します。この場合の料金は、別表(2)の2のとおりとします。

なお、省熱消費量率が負となった場合、省熱消費量率を零とみなします。

#### ③ 従量制暖房料金

戸建住宅ならびに会社等の一括契約住宅、店舗併用住宅および契約容量105MJ/h未満の商業・業務施設に適用し、料金は別表(2)の3のとおりとします。

#### ④ 従量制温熱料金

契約容量105MJ/h以上の商業・業務施設に適用し、料金は別表(2)の4のとおりとします。

#### ⑤ 従量制給湯料金

①の定額制暖房料金、②の棟毎従量制暖房料金、③の従量制暖房料金の適用を受ける住宅または施設が給湯を受ける場合に適用し、料金は別表(2)の5のとおりとします。

(2)お客さまが毎月支払う料金は、次のとおりとします。

①定額制暖房料金および棟毎従量制暖房料金については当該当月額とします。

この場合、当該月額とはそれぞれ次の額をいいます。

なお、当該月額の端数処理については、5.の規定にかかわらず別に定める実施細則によります。

イ. 別表(2)の1のイの場合は1暖房期間の料金を7で除した額とします。

ただし、5月と10月については日割計算します。

ロ. 別表(2)の1のロの場合は1暖房期間の料金を6.5で除した額とします。

ただし、10月については日割計算します。

ハ. 別表(2)の1のハの場合は1暖房期間の料金を6.5で除した額とします。

ただし、5月については日割計算します。

ニ. 別表(2)の1のニの場合は1暖房期間の料金を6で除した額とします。

②①以外の従量制料金は、基本料金と従量料金の合計額とし、契約の種類により、供給した月ごとに計算します。

(3)前(1)、(2)の規定にかかわらず、13.の規定により長期休止の適用を受ける場合、お客さまが支払う料金は、別表(2)の6により計算した金額とします。

(4)前(1)、(2)の規定にかかわらず、定額制暖房料金および棟毎従量制暖房料金の適用を受ける住宅で、15-(1)のただし書き後段の規定により供給期間以外に暖房を受ける場合、お客さまが支払う料金は、別表(2)の7により計算した金額とします。

(5)前(1)、(2)の規定にかかわらず、定額制暖房料金および棟毎従量制暖房料金の適用を受ける住宅で、棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため、12月、1月および2月の間の一定期間、空室に熱の供給を受ける場合お客さまが支払う料金は、別表(2)の8により計算した金額とします。

## 32. 使用量の計算

(1)料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。

(2)毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。

(3)各計量器による使用量の計量の単位は暖房、温熱については1MJ（1メガジュール）、従量制給湯使用量の単位は $0.1\text{m}^3$ （0.1立方メートル）とし、検針の際の使用量の計量単位未満の端数は読みません。

### 33. 使用量の通知

当社は、32.の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。

### 34. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

### 35. 料金の支払義務

- (1)お客さまの料金の支払義務は、定額制暖房料金および棟毎従量制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。
- (2)お客さまの支払う料金は、31.の規定により算定した金額とします。
- (3)お客さまは、毎月分の料金を35-(1)の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (4)お客さまが35-(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (5)お客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで31.の規定により算定した消費税等相当額を控除した料金に対して年率10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- (6)熱料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

### 36. 日 割 計 算

(1) 当社は、定額制暖房料金、棟毎従量制暖房料金、または基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。

① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合。

この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。

② 17.の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。

この場合、中止が連続する12時間以上24時間までをもって1日とし、1日未満は切り捨てます。

③ 適用される料金に変更があった場合。

(2) 36-(1)の規定により定額制暖房料金、棟毎従量制暖房料金、または基本料金を日割計算する場合は、当該月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

### 37. 熱媒体等の放出などによる賠償

受入施設または使用施設の故障、工事などによる熱媒体等の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体等および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。

### 38. 料 金 の 前 納

(1) 支払義務の発生する日の前日までに、料金を前納される場合は所定の割引を致します。

割引率に関しては次表のとおりとします。

前納月数 (ヶ月分)	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割 引 率 (%)	2			3			5		

(2) 前納料金は、前納期間終了月にその期間の実績使用料金により精算します。

# 附 則

## 1. 実施期日

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から実施します。

## 2. 契約容量の J 換算

平成 9 年 10 月 1 日の前日から継続して契約している場合の契約容量は、その契約値に 4.18605 を乗じて MJ/h 単位に換算します。

この場合の端数処理は、規程 5-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。

## 3. 計量値の J 換算

Mcal 表示の計量器による計量の場合は、その計量した値に 4.18605 を乗じて MJ 単位に換算し、その端数は、小数点以下第一位を切り捨てます。

## 4. 新旧料金の切替措置

新料金は、この規程 36-(1)の規定にかかわらず、平成 19 年 6 月 1 日以降に支払義務が発生する料金から適用します。

別 表 ( 1 )

## 札幌市真駒内地区供給区域

北海道札幌市南区真駒内のうち

上町 3 丁目 2 番

緑町 1 丁目 2 番・3 番・4 番・5 番

緑町 3 丁目

緑町 4 丁目

幸町 1 丁目

幸町 2 丁目

泉町 1 丁目 1 番

以上 五輪団地

柏丘 1 丁目 1 番・2 番・3 番・4 番・5 番・6 番・7 番

柏丘 2 丁目 1 番の一部・3 番の一部

柏丘 5 丁目 1 番・6 番の一部

柏丘 6 丁目 3 番の一部・4 番

以上 柏丘団地

南町 5 丁目 1 番

南町 6 丁目

17 番地 462

以上 南町団地

## 別 表 ( 2 )

## 熱 料 金 表

契 約 の 種 類	料 種 類	金
1. 定額制暖房料金		
イ. 自 毎年 10 月 16 日 至 翌年 5 月 15 日	暖房床面積 1 m <sup>2</sup> につき、1 暖房期間	2,085 円(税込)
ロ. 自 毎年 10 月 16 日 至 翌年 4 月 30 日	暖房床面積 1 m <sup>2</sup> につき、1 暖房期間	2,042 円(税込)
ハ. 自 毎年 11 月 1 日 至 翌年 5 月 15 日	暖房床面積 1 m <sup>2</sup> につき、1 暖房期間	2,034 円(税込)
ニ. 自 毎年 11 月 1 日 至 翌年 4 月 30 日	暖房床面積 1 m <sup>2</sup> につき、1 暖房期間	1,992 円(税込)
2. 棟毎従量制暖房料金 (8-(4)の規程による 契約)	省熱消費量率 1 %につき 暖房床面積 1 m <sup>2</sup> につき、1 暖房期間	12.72 円(税込)
3. 従量制暖房料金	イ. 基本料金 契約容量 1 MJ/h につき 1 か月	302 円(税込)
	ロ. 従量料金 使用量 1 MJ につき	2.46 円(税込)
4. 従量制温熱料金	イ. 基本料金 契約容量 1 MJ/h につき 1 か月	265 円(税込)
	ロ. 従量料金 使用量 1 MJ につき	4.25 円(税込)

契約の種類	料	金	
5. 従量制給湯料金	イ. 基本料金 1戸、1か月につき	3,223円(税込)	
	ロ. 従量料金 使用量0.1m <sup>3</sup> につき	75.49円(税込)	
6. 休止料金  (1) 定額制暖房料金 および棟毎従量制暖房 料金適用の住宅  (2) 従量制暖房料金 適用の住宅・施設  (3) 従量制温熱料金 適用の施設	イ. 暖房月 1戸、1か月につき	3,181円(税込)	
	ロ. 暖房月以外の月 1戸、1か月につき	1,611円(税込)	
	イ. 暖房月 契約容量1MJ/hにつき、1か月	151円(税込)	
	ロ. 暖房月以外の月 1戸、1か月につき	1,611円(税込)	
	冬期・夏期契約とも契約容量1MJ/hにつき		132円(税込)
7. 期間外延伸料金 定額制暖房料金および 棟毎従量制暖房料金 適用の住宅	1. のイの場合に適用し、暖房床面積1m <sup>2</sup> ・1日につき	4.91円(税込)	
8. 凍結防止等料金 定額制暖房料金および 棟毎従量制暖房料金 適用の住宅	12、1、2月の各1か月1戸につき	13,524円(税込)	